

公益信託に関する法律案 新旧対照条文 目次

○ 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（附則第二十四条関係）	1
○ 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（附則第二十四条関係）	2
○ 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）（附則第二十六条関係）	3
○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）（附則第二十七条関係）	4
○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（附則第二十九条関係）	8
○ 信託法（平成十八年法律第八十号）（附則第三十条関係）	10
○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（附則第三十一条関係）	12
○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（附則第三十二条関係）	14

改正案	現行
<p>（信託業務の承継における受託者の変更手続の特例） 第三百三十二条 破綻金融機関又は特定破綻金融機関等であつて金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の規定により信託業務を営む者が同項の規定により信託業務を営む金融機関に對してする事業の譲渡を援助するための第六十四条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定又は第二百二十六条の三十一において準用する第六十四条第一項の規定による特定資金援助を行う旨の決定があつたときは、当該破綻金融機関又は特定破綻金融機関等は、その引き受けた信託につき、信託法（平成十八年法律第八号）第五十六条第一項並びに第五十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該資金援助に係る救済金融機関又は当該特定資金援助に係る特定救済金融機関等（以下この条及び次条において「新受託者」という。）との間の事業の譲渡の契約をもつて受託者の変更をすることができる。</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>（信託業務の承継における受託者の変更手続の特例） 第三百三十二条 破綻金融機関又は特定破綻金融機関等であつて金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の規定により信託業務を営む者が同項の規定により信託業務を営む金融機関に對してする事業の譲渡を援助するための第六十四条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定又は第二百二十六条の三十一において準用する第六十四条第一項の規定による特定資金援助を行う旨の決定があつたときは、当該破綻金融機関又は特定破綻金融機関等は、その引き受けた信託につき、信託法（平成十八年法律第八号）第五十六条第一項並びに第五十七条第一項及び第二項並びに公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第七条の規定にかかわらず、当該資金援助に係る救済金融機関又は当該特定資金援助に係る特定救済金融機関等（以下この条及び次条において「新受託者」という。）との間の事業の譲渡の契約をもつて受託者の変更をすることができる。</p> <p>2～7 (略)</p>

○ 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）（附則第二十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（信託業務の承継における受託者の変更手続の特例）</p> <p>第百十五条 経営困難農水産業協同組合であつて金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の規定により信託業務を営むものが同項の規定により信託業務を営む農水産業協同組合に対してする信用事業の譲渡を援助するための第六十五条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定があつたときは、当該経営困難農水産業協同組合は、その引き受けた信託につき、信託法（平成十八年法律第八号）第五十六条第一項並びに第五十七条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該資金援助に係る救済農水産業協同組合（以下この条において「新受託者」という。）との間の信用事業の譲渡の契約をもつて受託者の変更をすることができる。</p> <p>257 (略)</p>	<p>（信託業務の承継における受託者の変更手続の特例）</p> <p>第百十五条 経営困難農水産業協同組合であつて金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の規定により信託業務を営むものが同項の規定により信託業務を営む農水産業協同組合に対してする信用事業の譲渡を援助するための第六十五条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定があつたときは、当該経営困難農水産業協同組合は、その引き受けた信託につき、信託法（平成十八年法律第八号）第五十六条第一項並びに第五十七条第一項及び第二項並びに公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第七条の規定にかかわらず、当該資金援助に係る救済農水産業協同組合（以下この条において「新受託者」という。）との間の信用事業の譲渡の契約をもつて受託者の変更をすることができる。</p> <p>257 (略)</p>

○ 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）（附則第二十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（信託の登記の登記事項）</p> <p>第九十七条 信託の登記の登記事項は、第五十九条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 公益信託に関する法律（令和六年法律第 号）第二条第一項第一号に規定する公益信託であるときは、その旨</p> <p>八～十一 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（信託の登記の登記事項）</p> <p>第九十七条 信託の登記の登記事項は、第五十九条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託であるときは、その旨</p> <p>八～十一 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）（附則第二十七条関係）
 （現行規定は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案（令和六年法律第 号）による改正後の規定）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公益認定の基準）</p> <p>第五条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合</p> <p>ロ 公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第 号。以下「公益信託法」という。）第二条第一項第一号に規</p>	<p>（公益認定の基準）</p> <p>第五条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

定する公益信託をいう。以下同じ。)の受託者に対し、当該受託者が行う公益事務(同項第二号に規定する公益事務をいう。第二十号及び第二十一号において同じ。)のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合

五十九 (略)

二十 第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)
()において、公益目的取得財産残額(第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額をいう。)があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人に贈与し、若しくは類似の公益事務をその目的とする公益信託の信託財産とし、又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。

イ ト (略)

二十一 清算をする場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは前号イからトまでに掲げる法人若しくは類似の公益事務をその目的とする公益信託の信託財産又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

五十九 (略)

二十 第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)
()において、公益目的取得財産残額(第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額をいう。)があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。

イ ト (略)

二十一 清算をする場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは前号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めているものであること。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第三十条 行政庁が前条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しをした場合又は公益法人が合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、第五条第二十号に規定する定款の定めに従い、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一月以内に公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与に係る書面による契約が成立しないとき(当該財産を公益信託の信託財産とする場合にあっては、当該財産を当該公益信託の信託財産とすることができないとき)は、内閣総理大臣が行政庁である場合にあっては国、都道府県知事が行政庁である場合にあっては当該都道府県が当該公益目的取得財産残額に相当する額の金銭について、同号に規定する定款で定める贈与を当該公益認定の取消しを受けた法人又は当該合併により消滅する公益法人の権利義務を承継する法人(第四項において「認定取消法人等」という。)から受ける旨の書面による契約が成立したものとみなす。当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一月以内に当該公益目的取得財産残額の一部に相当する額の財産について同号に規定する定款で定める贈与に係る書面による契約が成立した場合(当該財産を公益信託の信託財産とする場合にあっては、当該財産を当該公益信託の信託財産としたとき)における残余の部分についても、同様とする。

255 (略)

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第三十条 行政庁が前条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しをした場合又は公益法人が合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、第五条第二十号に規定する定款の定めに従い、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一月以内に公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与に係る書面による契約が成立しないときは、内閣総理大臣が行政庁である場合にあっては国、都道府県知事が行政庁である場合にあっては当該都道府県が当該公益目的取得財産残額に相当する額の金銭について、同号に規定する定款で定める贈与を当該公益認定の取消しを受けた法人又は当該合併により消滅する公益法人の権利義務を承継する法人(第四項において「認定取消法人等」という。)から受ける旨の書面による契約が成立したものとみなす。当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一月以内に当該公益目的取得財産残額の一部に相当する額の財産について同号に規定する定款で定める贈与に係る書面による契約が成立した場合における残余の部分についても、同様とする。

255 (略)

<p>2 (略)</p> <p>第五十条 都道府県に、この法律及び公益信託法によりその権限に属させられた事項を処理するため、審議会その他の合議制の機関（以下単に「合議制の機関」という。）を置く。</p>	<p>(設置及び権限)</p> <p>第三十二条 (略)</p> <p>2 委員会は、この法律及び公益信託法によりその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>(委員の任命)</p> <p>第三十五条 委員は、人格が高潔であつて、委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人若しくは公益信託に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>第五十条 都道府県に、この法律によりその権限に属させられた事項を処理するため、審議会その他の合議制の機関（以下単に「合議制の機関」という。）を置く。</p>	<p>(設置及び権限)</p> <p>第三十二条 (略)</p> <p>2 委員会は、この法律によりその権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>(委員の任命)</p> <p>第三十五条 委員は、人格が高潔であつて、委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>2・3 (略)</p>

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（附則第二十九条関係）
 （現行規定は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案（令和六年法律第 号）による改正後の規定）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（公益目的支出計画の作成）</p> <p>第百十九条（略）</p> <p>2 公益目的支出計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 公益の目的のための次に掲げる支出</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 公益法人認定法第五条第二十号に規定する者に対する寄附</p> <p>又は同号に規定する公益信託の信託財産とするための支出</p> <p>ハ（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>（移行法人の清算時の残余財産の帰属の制限）</p> <p>第百三十条 移行法人が清算をする場合において、公益目的財産残額があるときは、当該移行法人の残余財産のうち当該公益目的財産残額に相当する額の財産（当該残余財産の額が当該公益目的財</p>	<p>（公益目的支出計画の作成）</p> <p>第百十九条（略）</p> <p>2 公益目的支出計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 公益の目的のための次に掲げる支出</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 公益法人認定法第五条第二十号に規定する者に対する寄附</p> <p>ハ（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>（移行法人の清算時の残余財産の帰属の制限）</p> <p>第百三十条 移行法人が清算をする場合において、公益目的財産残額があるときは、当該移行法人の残余財産のうち当該公益目的財産残額に相当する額の財産（当該残余財産の額が当該公益目的財</p>

産残額を下回っているときは、当該残余財産）については、一般
社団・財団法人法第二百三十九条の規定にかかわらず、内閣府令
で定めるところにより、認可行政庁の承認を受けて、公益法人認
定法第五条第二十号に規定する者又は公益信託の信託財産に帰属
させなければならない。

産残額を下回っているときは、当該残余財産）については、一般
社団・財団法人法第二百三十九条の規定にかかわらず、内閣府令
で定めるところにより、認可行政庁の承認を受けて、公益法人認
定法第五条第二十号に規定する者に帰属させなければならない。

○ 信託法（平成十八年法律第百八号）（附則第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（受益者の定めのない信託の要件）</p> <p>第二百五十八条 受益者の定め（受益者を定める方法の定めを含む。以下同じ。）のない信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第 号）第二条第一項第一号に規定する公益信託を除く。以下この章において同じ。）は、第三条第一号又は第二号に掲げる方法によってすることができる。</p> <p>2～8（略）</p> <p>附則</p> <p>（受益者の定めのない信託に関する経過措置）</p> <p>3 受益者の定めのない信託（公益信託に関する法律第二条第一項第一号に規定する公益信託を除く。次項において同じ。）は、別に法律で定める日までの間、当該信託に関する信託事務を適正に処理するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する者として政令で定める法人以外の者を受託者としてすることができない。</p> <p>4 前項の別に法律で定める日については、受益者の定めのない信託のうち学術、<u>技芸</u>、<u>慈善</u>、<u>祭祀</u>、<u>宗教</u>その他公益を目的とする信託に係る見直しの状況その他の事情を踏まえて検討するものと</p>	<p>（受益者の定めのない信託の要件）</p> <p>第二百五十八条 受益者の定め（受益者を定める方法の定めを含む。以下同じ。）のない信託は、第三条第一号又は第二号に掲げる方法によってすることができる。</p> <p>2～8（略）</p> <p>附則</p> <p>（受益者の定めのない信託に関する経過措置）</p> <p>3 受益者の定めのない信託（<u>学術</u>、<u>技芸</u>、<u>慈善</u>、<u>祭祀</u>、<u>宗教</u>その他公益を目的とするものを除く。）は、別に法律で定める日までの間、当該信託に関する信託事務を適正に処理するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する者として政令で定める法人以外の者を受託者としてすることができない。</p> <p>4 前項の別に法律で定める日については、受益者の定めのない信託のうち学術、<u>技芸</u>、<u>慈善</u>、<u>祭祀</u>、<u>宗教</u>その他公益を目的とする信託に係る見直しの状況その他の事情を踏まえて検討するものと</p>

し、その結果に基づいて定めるものとする。

し、その結果に基づいて定めるものとする。

○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（附則第三十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇五十三（略）</p> <p>五十四 公益社団法人及び公益財団法人に関すること。</p> <p><u>五十四の二</u> 公益信託に関すること。</p> <p><u>五十四の三</u> 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第十条の七第二項及び第六条の五第二項に規定する事務</p> <p><u>五十四の四</u> 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十八条第二項に規定する事務</p> <p><u>五十四の五</u> アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十条第一項に規定するアイヌ施策推進地域計画の認定に関すること及び同法第十五条第一項の交付金に関すること。</p> <p><u>五十四の六</u> 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十四条の三第一項に規定する事務</p>	<p>（所掌事務） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇五十三（略）</p> <p>五十四 公益社団法人及び公益財団法人に関すること。 （新設）</p> <p><u>五十四の二</u> 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第十条の七第二項及び第六条の五第二項に規定する事務</p> <p><u>五十四の三</u> 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十八条第二項に規定する事務</p> <p><u>五十四の四</u> アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第十条第一項に規定するアイヌ施策推進地域計画の認定に関すること及び同法第十五条第一項の交付金に関すること。</p> <p><u>五十四の五</u> 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十四条の三第一項に規定する事務</p>

五十五～六十三 (略)

五十五～六十三 (略)

○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（附則第三十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 総務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 八十三（略）</p> <p>（削る）</p> <p>八十四 八十五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（総合通信局等）</p> <p>第二十八条 総合通信局及び沖縄総合通信事務所は、総務省の所掌事務のうち、<u>第四条第一項第五十八号から第六十七号まで、第六十九号から第七十一号まで、第七十六号、第九十号及び第九十五号</u>に掲げる事務を分掌する。</p> <p>2 4（略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 総務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 八十三（略）</p> <p>八十四 <u>公益信託の監督に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。</u></p> <p>八十五 八十六（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（総合通信局等）</p> <p>第二十八条 総合通信局及び沖縄総合通信事務所は、総務省の所掌事務のうち、<u>第四条第一項第五十八号から第六十七号まで、第六十九号から第七十一号まで、第七十六号、第九十一号及び第九十六号</u>に掲げる事務を分掌する。</p> <p>2 4（略）</p>